

原子力規制委員会記者会見録

- 日時：令和5年7月5日（水）14:30～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 5階記者会見室
- 対応：山中委員長他

<質疑応答>

○司会 それでは定刻になりましたので、ただいまから7月5日の原子力規制委員会定例会見を始めます。

皆様からの質問をお受けします。いつものとおり所属とお名前をおっしゃってから質問をお願いいたします。

御質問のある方は手を挙げてください。

タシマさん。

○記者 共同通信のタシマと申します。よろしくお願いたします。

今日の定例会合の議題2についてお伺いたします。

1F（福島第一原子力発電所）のALPS（多核種除去設備）処理水放出設備の使用前検査の結果が報告されました。まずこれに対する受け止めをお願いいたします。

○山中委員長 本日東京電力によるALPS処理水の海洋放出についての使用前検査、これが特段大きな指摘事項がないということで、終了証の交付に向かっての進められているとの御報告がございました。これで使用前検査は終了ということになるかというふうに思います。

今後も引き続き原子力規制委員会としては、ALPS処理水の関連設備が計画どおり運用されているかどうかについて監視指導をしていきたいというふうに考えております。

○記者 ありがとうございます。

それに関連して、IAEA（国際原子力機関）が1Fのサイト内に監視のために常設の事務所を設けるという発表をされましたけど、日本の規制当局としてはどのような点に留意して長期間の規制活動をしていかれるおつもりでしょうか。

○山中委員長 IAEAが今後もレビュー活動を継続して、福島第一原子力発電所に事務所を設けて、引き続き継続されるということは承知しております。

原子力規制委員会としては、保安検査を通じてALPS処理水の放出が実施計画に沿ってなされているかどうかについて、厳正に監視をしてまいりたいというふうに思います。必要があれば必要な指導を行ってまいりたいというふうに思っております。

○記者 その点で実施の主体者である東電にはどういったことを求めますか。

○山中委員長 そうですね。まず、実施計画に沿った放出が確実になされているかどうか、これについては、ささいなヒューマンエラーもないように計画を遂行していただきたいというふうに思っております。

○記者 ヒューマンエラーとおっしゃっていましたが、何か今想定されている中で、こういったものが起こり得るのじゃないかというお考えのものはありますか。

○山中委員長 特段今想定しているものはございません。様々なヒューマンエラーというのが考えられるかと思えますけれども、ささいなことでもヒューマンエラーのないように、実施計画に沿った処理水の放出というものを遂行していただきたいというふうに思っております。

これは先日、現地調査の中で意見交換をさせていただいて、東京電力のほうにも指示したところでございます。

○記者 ありがとうございます。

すみません、ちょっと改めて今回使用前検査が終了して、合格証が交付される見通しも示されて、一応設備面、ハード面での準備は整ったということになります。改めてにはなるのですけれども、委員長御自身は、そもそも処理水を海洋放出するという選択に対してはどのようにお考えでいらっしゃいますか。

○山中委員長 ALPS処理水の海洋放出につきましては、規制基準を満たして海洋放出がなされる限り、これは現実的な方法であるというふうに考えておりますし、これまで原子力規制委員会が表明してきた方針と私も同意見でございます。

○記者 その表明してきた方針という、例えば廃炉を進めるに当たっては必要なことであるというようなそういったことでしょうか。

○山中委員長 福島第一原子力発電所のサイト全体でのリスクを下げる上で、海洋放出というのが現実的な手段であり有効な手段であるというふうに私自身も考えております。

○記者 ありがとうございます。

議題3に関連してなのですが、IAEAの包括報告書が昨日公表されまして、昨日グロッシー事務局長と委員長、御会談されたかと思うのですが、報告書に対する評価をお願いいたします。

○山中委員長 まずIAEAによって、我々の東京電力福島第一原子力発電所のALPS処理水の海洋放出についての規制プロセスについて、中立的かつ専門的な機関であるIAEAによって評価をいただいたということは非常に意義のあったことであるというふうに考えております。

また、事務局長から直接我々の行ってきた規制プロセスが国際基準に沿ったものであるという評価をいただきました。

また、今回のレビュープロセスというのが、IAEAの行っております規制機関に対する評価、IRRS（IAEAが行う総合規制評価サービス）の違った形での評価になったという、そういう御講評もいただきましたので、今回のレビューについては非常に意義のあったものであるというふうに私自身考えております。

○記者 ありがとうございます。

すみません。ちょっと最後の質問なのですが、グロッシー事務局長が本日福島

のほうに行かれて、地元自治体の市長の皆様には包括報告書の内容を御説明されました。先週も伺ったのですけれども、委員長としては日本の規制当局としては今回の設備の合格終了証を出されるということについて、地元への御説明の意思というのはあるのでしょうか。

○山中委員長 ALPS処理水の海洋放出に関する規制活動についての科学的、技術的な御説明については、地元の御要望に沿って、現所在地域の総括調整官が説明をさせていただいているところがございますけれども、地元の御要望がございましたら、私自身もぜひ伺って御説明をさせていただきたいというふうに考えております。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問いかがでしょうか。

はい、ウエムラさん。

○記者 共同通信のウエムラと申します。

議題1に関して伺います。

今回10月から審査の申請を受け付けるという方針が示されたかと思えます。3か月後とはなりますけれども改めてどういった姿勢で審査に臨みたいかというお気持ちありましたらお聞かせください。

○山中委員長 高経年化した原子力発電所の安全規制に関して、技術的な議論については検討会で議論をしていただいて、今日政令規則等の案を了承いただいて、意見公募をさせていただくという運びになったわけがございますけれども、できれば10月1日から準備行為を始めたいというふうに思っております。これについては、順調に行けば、概ね2年間の間で2年後の6月はじめでしょうか、までに様々な準備行為あるいは手続を進めていきたいというふうに考えております。

○記者 その中でですね、今日改めて石渡委員からも反対の意思が表明されたかと思えます。それについての受け止めはいかがでしょうか。

○山中委員長 委員会の中でも確認をさせていただきましたけれども、石渡委員は本年の2月13日に関連する法案について反対の意思を表明をされました。それとの論理整合性をもって今日は了承できないという御意見を賜ったものというふうに考えております。

ただし、石渡委員もお話をされておりましたけれども、技術的な議論については検討会の中で、様々な意見を述べていただきまして、石渡委員の意見も取り入れた形で、規則等がつくれたかなというふうに思っております。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問いかがでしょうか。

フクチさん。

○記者 朝日新聞のフクチと申します。

今の質問の関連でなのですけれども、今日も石渡委員が反対されたというところを考えますと、規制委員会の委員5人の意見が一致しないまま、高経年化の部分の審査が具体的に10月にもう始まることになると思います。

社会から見ると規制委員会の意見が割れたままこの制度が始まるということに関してですね、規制に対する不安というか、その信頼というところも影響があり得るのかなと思うのですがその点どうお考えでしょうか。

○山中委員長 今日、石渡委員もお話になっておりましたように、技術的な議論については検討会の中でも、石渡委員に御参加いただいた上で、規則等を定めることができましたので、論理整合上御反対にはなられましたが、技術的な面での御反対ではないというふうに思っておりますので、高経年化した原子炉に対する安全規制はきちんとこれからも遂行していくことができるというふうに私自身は考えております。

○記者 社会からの見え方という面では意見が一致していないことで規制へのちょっと信頼が欠けるとか、そういった悪影響というのは懸念されていないでしょうか。

○山中委員長 これは繰り返しになりますけれども、石渡委員の法案に反対されたということで論理整合上これからも関連する議案については御反対を表明されるということになるかと思っておりますけれども、この点については十分時間をかけて石渡先生にも御参加いただいた上で、技術的な議論については十分尽くしたかなというふうに思っておりますので、その点については今後も丁寧に情報発信はしていきたいというふうに思っております。

○記者 今日石渡委員のほうから反対の意見が出たときに、規則案の了承を一旦今日は諮らずに持ち越すというそういうお考えは浮かばなかったですか。

○山中委員長 繰り返しになりますけれども、石渡委員も参加していただいた上で、技術的な議論については十分に委員全体でやらせていただいたというふうには考えておりますので、特段その必要性については感じませんでした。

○記者 分かりました。

ちょっと話変わって別件ですけど、処理水のそのIAEAの報告書に関してですね、先ほど報告書そのものへの受け止めはありましたけれども、この海外からも放出への懸念が上がっている中で、今回の報告書が海外の懸念を抱いている方々にとって理解いただくような内容になっているかどうか、その点ではどういうふうに見ていらっしゃいますか。

○山中委員長 少なくとも規制委員会に対するIAEAの御評価としては、規制プロセスは国際基準に沿ったものであるという御評価をいただきました。

また、基準規則に沿って、あるいは実施計画に沿って、ALPS処理水が放出された場合には、人や環境に対する影響というのは極めて小さなものであるという御評価もいただきましたので、そういった規制活動に関する今後も丁寧な情報発信、国内外にしていきたいというふうに思っております。

○記者 すみません、規制委員会の報告書への言及部分という意味ではなくてですね、その報告書そのものが今回英語で書かれてあってかつ日本政府、東京電力とは立場が違う国際機関が示したということで、海外の皆さんにとってもこれまで日本政府、東電が出してきたメッセージとは違うと思うのですがその辺の期待というのはいないですか。

○山中委員長 これも先ほどの繰り返しになりますけれども、やはり規制機関だけではなくて、政府あるいは東京電力も含めてALPS処理水の放出ということに関する安全性に関する評価を第三者として、国際的な機関として、していただいたということについては、大きな意義があるかと思えますし、国際的に、このALPS放出に関する理解というのが、この報告書で深まっていけばいいなというふうに思っております。

○記者 ありがとうございます。

先ほど質問でおっしゃっていた処理水放出がそもそも廃炉にとってどういう意味があるのかという部分なのですけれども、先ほど1F全体のリスクを下げるために有効な手段という話があったのですが、もう少し具体的補足いただくと、どういう部分でのリスクが下がっていく。

○山中委員長 現時点での廃炉全体へのリスクへの寄与といいますと、やはりタンクの占めている場所を空けるということで、かなりいろんな作業の裕度が出てくるという、そういう大きな効果があるかというふうに思います。

したがって、今回レビューをいただいて、我々もALPS処理水の放出関連の設備あるいは体制について検査をし、それを特段大きな問題がないというふうに評価できたということは、次のステップに進むことができるかなというふうに評価をしております。

○記者 そうすると関連で具体的な作業の裕度が出てくる部分ということですが、東京電力に聞くと敷地の利用計画としては、タンクがもし撤去できればデブリの保管場所であるとか、関連設備の保管建屋なんかを置きたいということですが、そういったデブリの取り出しにも意味のあることだとお考えですか。

○山中委員長 現在事故後10年を経て、次の10年のステップに来ているということは度々この会見の場でも、お話をさせていただいております。その中で、やはり固体状の廃棄物あるいは液状の廃棄物、これの保管場所をきっちりと確保していく、安定的に保管をしていくということが非常に大事だと思いますし、リスク低減につながるものであるというふうに考えておりますので、保管場所に裕度ができるということは極めて有効であるというふうに私自身考えています。

○記者 分かりました。ありがとうございました。

○司会 ほかに御質問いかがでしょうか。

はい、マサノさん。

○記者 フリーランス、マサノです。よろしくお願いします。

議題1の点ですけれども、今日はパブコメもしますということでしたけれども、その割には中身の説明が一切ありませんでした。チームで議論したことを、原子力規制委員会で最終的に規則案として出してきたわけですけれども、全く説明がなかったのは国民にとっては非常に不親切なことだと思うのですが、なぜそれは今日行わなかったのか、また山中委員長自身はチームには参加されていませんでしたが、一体いつどのように規則案について説明を受けたのでしょうか。

- 山中委員長 技術的な議論について私も逐次説明を受けておりますし、チーム会合そのものを回数を重ねて、これも公開の場で会合をさせていただいておりますので、今日文案そのものの技術的な説明というのはしなかったものというふうに解釈しております。特段問題があったとは思っておりません。
- 記者 山中委員長は御覧になっていたということなのですが、国民はこのチーム会合まで見ている時間が、仕事・生活が忙しくてできていない方がいらっしゃると思います。炉規法の改正で、運転期間がなくなるということに対して大変反対も多かったのでパブコメをする以上は説明会・意見聴取会などが必要ではないかと思いますがいかがでしょうか。
- 山中委員長 特段公開の説明会等は現在考えておりませんが、今後も引き続き分かりやすい資料の説明、分かりやすい情報発信については心がけていくつもりでございます。

改めてパブリックコメントをいただいた上で、またそれに対しても丁寧に答えていきたいというふうに思っております。

- 記者 事業者だけには意見を聞いていますけれどもそれはなぜでしょうか。チームの中でですね、すみません。
- 山中委員長 もちろんその規制対象になる事業者の意見を聞くというのは当然のことですけれども、パブリックコメントという形で一般の国民の方々から意見をいただくという、そういう形で一般の方の意見を受け入れたいというふうに思っております。丁寧に答えさせていただきたいというふうに思っております。
- 記者 一般の方は意見を出そうにも理解ができていなければ、パブコメにかかっている内容が理解できてなければ意見も正しく出せませんので、それはちょっと問題かなと思うので、ちょっとずっとチームを見ていた私自身分らないことが幾つかありますので聞かせてください。

今日規則案の第113条に劣化点検という言葉が初めて出てきたように思います。それから長期施設管理計画の期間ということが挙げられているわけですが、長期施設管理計画の期間と、通常点検、劣化点検、特別点検3種類出てきますけれども、これはいつの時点で通常点検、いつの時点で劣化点検、いつの時点で特別点検をやるのか教えてください。

- 山中委員長 まず特別点検でございますけれども、40年を迎えるまでに35年以上たった

原子炉については特別点検をする必要があるということでございます。

また、追加点検については55年以上60年を迎える原子炉については追加点検をする必要があるかというふうに思います。

○記者 ごめんなさい、通常点検はいつでしたか。ごめんなさい。

○山中委員長 通常点検、すみませんちょっと事務方、通常点検の定義を。

○司会 はい。ただいま担当者呼んでおりますので少々お待ちください。

○山中委員長 特別点検と追加点検については私がお答えさせていただきましたとおりでございます。

○記者 追加点検という言葉でこれまでチームの会合の中では言われていて、委員長の御記憶のとおりなのですが、私もそのように記憶していたのですが、今日出てきた規則案を見ますと、特別点検という言葉は全く消えてしまっていて、劣化点検という新しい言葉が加わっています。

これまで30年を超えるとときに、10年以内の長期施設管理計画でそれ以降10年ごとに長期管理施設計画というのをつくるのかなと思っていましたけれども、説明の中で劣化評価の方法及び結果に関する事項ということできなりですね、イロハで、イで通常点検と劣化点検という言葉が出てきており、ロで特別点検という言葉が出てきているので、全くちょっと混乱してしまったので、きちんと説明をしていただかないと、恐らく一般の方でチーム会合を山中委員長と同じように見ていた方は、どれのことを言っているのかというのが分からないのだと思います。

この点が重要なのは特別点検については紛糾しまして、まさに先ほど石渡委員が、単に論理的整合性ということで、法案に反対したからこれにも反対だということだけではなく、特別点検のやり方もおかしいということで異論をおっしゃられていましたので、そういう意味で、すみません、点検がいつどこで何をするのかというのが全く明確でないので、お願いします。

○山中委員長 特別点検についてはお答えしたとおりでと思います。特別点検の考え方についても、石渡委員には丁寧に御説明をさせていただいて、納得をさせていただいているというふうに思っております。今日の反対というのが、特別点検に関する考え方で御反対になったとは考えておりません。

○司会 マサノさん、申し訳ありません。ただいま担当者と呼んでおりますので、後ほど担当者に御質問を改めていただければと考えておりますので、少々お待ちください。

○記者 もう一点、次の点なのですが、やはり担当者を待ったほうがよいのかもしれませんが、中性子脆化についてですけれども、山中委員長は繰り返し暦年で評価しますと言っていたのですが、実際には中性子照射脆化については、今言った113条1項の第6かな。中性子照射量に応じ行うということで、つまり暦年ではなく、中性子照射の長さのほうで、暦年ではなく長さのほうでやるということになったと思いますが、山中委員長がおっしゃっていたのとは違う、暦年ではなくなったことについての御見

解をお願いします

- 山中委員長 これはマサノさんからの以前の質問でも同じようにお答えをさせていただいていると思うのですが中性子脆化については、実効性のある点検検査をするためには、やはり中性子照射量できちんと区分けをして照射脆化の評価をする必要があるかと思しますので、暦年でやりますと全く止まっている期間は中性子脆化は起こりませんので、同じデータが二つ取れてしまうということになりますので、あまりそれは意味がないことであると。従って実効性のある評価として、中性子脆化については中性子照射量で評価をしようという、そういう結論になったわけでございます。
- 記者 照射されていない時間も硬化するという学説もあるように聞いておりますが、それらについての意見すらまだ聴取もしていないと思うのですけれども、この点についてはいかがでしょうか。
- 山中委員長 止まっている間に中性子脆化が起こるということは、私自身は承知しておりません。
- 記者 中性子照射による脆化ではなく、分子がどこかに入って金属が硬化する、要するに脆化が進むということは聞いている。
- 山中委員長 運転が停止された期間の間、脆化が、いわゆる圧力容器の脆化が進むということは、私自身は承知しておりません。あるいは検討チームでもそういう議論はなかったと思います。
- 記者 そうするとですね、今おっしゃったように、もし中性子照射量に応じてということになりますと、それははっきりと、30年、10年、10年ではなく、運転停止期間を余分に、余分な期間をつけて評価するということになると、一方で中性子照射と関係なく劣化するものと同じ原発なのになぜか出てきますけれども、それはどのように処理するのでしょうか。
- 山中委員長 中性子脆化については中性子照射量で劣化評価をするということで、そのほか止まっている間も劣化する部位については暦年できちんと評価をしていくということでございます。
- 記者 そうしますと、30年目で行う点検あるいは60年目でもいいのですけれども、そこで行う点検というのは、そこまでの照射量で劣化評価を行うということなのか、それとも評価の時期をずらして、原子炉についてはいついつだけ、その他についてはいついつだという2回分けることになるのでしょうか。
- 山中委員長 中性子照射脆化については、時期ではなくて照射量に応じた期間、時期に試験をするという、そういうことになろうかと思えます。
- 記者 そうすると、例えば30年分の照射量ということでやりますと、その30年の間に例えば止まっていた期間があったら、中性子照射に関しての申請許可というのは、別の機会になるわけですか。
- 山中委員長 これはちょっと評価上の問題なので、事務方に確認をしていただければい

いかと思うのですが、30年目というのは一番最初の審査になりますので、全ての項目が審査の対象になろうかと思えます。

○記者 後で確認します。

○司会 マサノさん、すみません。担当者が到着いたしましたので、先ほど御質問いただいた点検の件につきまして、申し訳ありませんが正確を期すため、改めて御質問をいただいて、担当のほうからお答えでよろしいでしょうか。お願いします。

○記者 ありがとうございます。今日の規則案の第113条長期施設管理計画の許可の申請に関してですけれども、その中で、長期施設管理計画の期間について申請書に記載して提出とあります。また、すぐその隣に、劣化評価の方法及び結果についても記載して提出ということが書いてありますが、劣化評価の方法及び結果ということの事項に、通常点検という言葉と、劣化点検という言葉と特別点検が出てきます。これは、いつ、何をやるのでしょうか。

○原子力規制企画課 照井課長補佐 規制企画課の照井からお答えさせていただきます。

まず通常点検というものは、今日の資料で言いますと通しの14ページでございますけれども、これは簡単に申し上げますと、発電用原子炉施設は常に維持義務がかかってございまして、その維持義務を満たしていることを確認するために点検をする行為を指してございまして、いわゆる定事検（定期事業者検査）とかですね、毎定検ごとにやっているような点検というものがこれに該当いたします。

それから、劣化点検というものについては、これは劣化状態を把握するため、すなわち劣化評価を行うために必要となるデータを取るための点検でございまして、具体的には先ほども出ていました監視試験であるとか、あるいはコンクリートのコア抜きというものが該当します。

それに加えて特別点検というものについては、これは40年目について、我々規制委員会として必要と認めるもの、例えばRV、原子炉圧力容器であるとか、原子炉格納容器それからコンクリート構造物について我々が指定する項目について我々が指定する方法で点検をするというものでございます。こちらについては検討チーム、概念的なものについては第6回の検討チームで御説明をしておりますし、通常保全と特別点検はどういう関係にあるのかというのは第5回の検討チームで説明をしておりますので、こちらについても併せて確認いただければと思います。

以上です。

○記者 そうすると、劣化点検というのは、今までチームの中では追加点検と呼んでいたもののこととイコールであると考えてよろしいでしょうか。

○原子力規制企画課 照井課長補佐 規制企画課の照井でございます。

劣化点検というものと追加点検は異なるものでございます。追加点検というのは、特別点検というものが、我々の指定するものを我々の指定する時期にやっってくださいということになっていまして、それが時期というのが40年であるとか60年でやるか、そ

の先10年ごとということを示してございまして、その特別点検のうち、2回目以降のものを追加点検というふうと呼称してございまして、追加点検というのはその特別点検の一部というものになります。劣化点検はそれとは別に劣化評価をするために必要となる点検のことを指してございます。

以上です。

○記者 すみません、中性子照射脆化に関してなのですが、これは照射量に応じてということになりますと、試験片を使つての監視試験というのは、どのタイミングでやるのでしょうか。今の通常点検、劣化点検、特別点検と併せてお答えください。

○原子力規制企画課 照井課長補佐 規制企画課照井でございますけれども、監視試験についてはこの三つの点検で申し上げますと、劣化点検に該当するものになってございます。その上で、先ほど委員長から御説明があったとおり、照射量ベースで点検をしてございますので、そのときやられているデータを用いて劣化評価に使っていくということになります。

以上です。

○記者 そうしますと、例えば40年、50年、60年目に行うということなののでしょうか。

○原子力規制企画課 照井課長補佐 規制企画課の照井です。

監視試験については、繰り返し申し上げますけど、照射量のベースでその照射量になったときに取り出して監視試験を行います。その上で得られたデータを用いて、それぞれ30年、40年、50年というところで劣化評価を行っていくということになります。

○司会 マサノさん、申し訳ありません。事務方への質疑が長くなっておりますので、簡潔にまとめていただけますでしょうか。

○記者 後でまた聞かせてください。

委員長の質問に戻りますが、技術の旧式化ということで、パブコメ案の中にも入っていますけれども、これはよくよく読むと、安全性を確保するために必要な物品または役務の調達に著しい支障が生じることを予防する措置ということで、物が確保できるかどうかというところに観点が当たっていて、新しい、例えば、安全性確保のための技術そのものの旧式化ということは含まれていないように思います。これは不十分なのではないでしょうか。

○山中委員長 長期施設管理計画の中には、技術の旧式化ということで、例えば物品の調達管理等をその中で見ていくという、そういう制度になっております。それ以外、マサノさんが御指摘いただいたような制度の旧式化ですとか、あるいは知識の旧式化といったものは、FSAR（安全性向上評価）の中で見ると、あるいはバックフィットの中で気がついた点については対応していくという、そういう制度設計にしております。つまり、今回の長期施設管理計画の外でそれについては対応しようという、そういう議論になっております。

○記者 その判断については、事業者の自主性に重きを置くことになると思うのですが、

今おっしゃった点は、本当にバックフィットがこれは必要だというような、規制委員会に思わせるような、そういった評価が事業者の自主的な評価で出てくるとお考えでしょうか。

○山中委員長 制度の旧式化については我々が気がついた点については、リスクに応じてバックフィットをかけていくという、現在用いている制度の中で対応できるというふうに考えておりますし、知識の旧式化あるいは設計思想の転換等に関しては、事業者との意見交換、あるいは事業者が出してくるFSARの中で提案されたものについて判断をしていこうという、そういう考え方でございます。

少なくともそれを旧式化ということできっちりと見ていくという、そういう判断をしたところでございます。

また、これについては炉安審・燃安審のほうでこれから議論をしていただいて、よりいい制度に改善をしていきたいというふうに思っています。

○記者 一旦切ります。

○司会 ほかに御質問いかがでしょうか。

ハシグチさん。

○記者 NHKのハシグチです。

処理水の話に戻って恐縮なのですが、さきほどの質問ともかぶるところがあると思うのですが、処理水の放出、今後数十年続く取組で、今回IAEAの報告書が出て使用前検査の結果が出たのですけれども、先ほどヒューマンエラーの話もありました。東京電力が今後数十年、トラブルなく続けられるのかという疑念ではないのですが、不安もある中で、保安検査の中で特に重点的に見るべき点というところに関して、どういふところがあると思いますか。

○山中委員長 まず極めて大事なものは、分析技術、これについて丁寧に運用されているかどうかというところ、これはきっちりと見ていかなければならない1点目かと思えます。

そのほか、やはりこれから極めて長期にわたった施設の運用ということになりますので、やはり施設の劣化等が生じていないかどうか、運用上ミスがないかどうかというところについても丁寧に保安検査の中で見ていってもらいたいというふうに思っております。

○記者 その分析についてなのですが、処理水、デブリも含めて分析体制ですね、結構国からも懸念される声がありますけれども、今後、処理水の放出についてはどういふふうに分析体制を整えていく必要があると思いますか。

○山中委員長 現時点で不十分であるとは思っておりませんが、やはり日本全国、放射性物質の分析技術を持った技術者、それほど多くございませんので、その点については育成も含めて考えていかなければならない問題だと思っております。

○記者 ありがとうございます。あと、先ほどの委員長が、要望があれば地元の説明をと

いう発言があったと思いますけれども、要望あればどういった点を説明したいとかありますでしょうか。

○山中委員長 やはり今回行いました規制のプロセス、これは科学技術的にどういったものであったのかということは、御要望があれば丁寧に御説明をしたいというふうに思っておりますし、基準を満たせば、ALPS処理水の海洋放出というのは人や環境に極めて影響の小さいものであるということを丁寧に御説明したいというふうに思っております。

○記者 委員長自身が説明行く意義というのはどういったところにあると思いますか。

○山中委員長 御要望があれば、私自身ぜひ伺いたいというふうに思っています。

○司会 ほかに御質問いかがでしょうか。

マエムラさん。

○記者 読売新聞のマエムラといいます。

ALPSの処理水のこと、先ほど朝日新聞さんの質問への回答の中で、レビューしてもらって検査をし、特段大きな問題がないと評価できたとしたら次のステップに進めるという趣旨の発言をされておられましたけれども、委員長が考える次のステップというのは、具体的にはどういうことを指すのでしょうか。

○山中委員長 私どもは、施設設備あるいは運用体制というのが実施計画に沿ってきっちりと遂行されているかということを保安検査の中で見ていくというのが、多分次のステップ、私の意図する次のステップであるというふうに考えております。

○記者 あともう一つは、委員会の中で議題の3だったと思うのですが、伴委員が定例会合で、通り一遍の事実確認ではなくて深掘りしてどんどん説明を求められていたことが何度もあったというふうにお話をされておられましたけれども、そういう下でまとめられた報告書としての意義というのはどういうところにあるのでしょうかね。

○山中委員長 先ほどもお話をさせていただきましたように、IAEAというのは国際的にも認められた中立かつ専門的な機関であるという、そういう機関に今回のALPS処理水の放出全般にわたっての安全性について評価をいただいたというのは極めて意義の大きなことだろうというふうに思っております。

○司会 ほかにいかがでしょうか。

ササキさん。

○記者 朝日新聞のササキと申します。よろしくお願いたします。

話題がかわって、今週末の8日で新規制基準が施行されて10年になります。審査が始まって10年ということにもなるわけですが、これについての御所感をお願いします。あわせて、この10年で基準に適合したのが17基で、現在も10基が審査中という状況ですけれども、この状況についてどう受け止めているのかということも教えていただければ

ばと思います。

○山中委員長 新規制基準が施行されて10年ということでございます。この間も日々、改善の努力は努めてきたつもりでございますし、バックフィット制度という独自の制度で日々、技術的に新しい知見が得られた場合には改善を進めてきたというのが現状かというふうに思っております。

それと、これまで再稼働した原子力発電所が10基ということに対する受け止めでございますけれども、この点については慎重に審査をしてきた結果として、最終的に稼働したものが10基であったということでございます。これについては、今後も慎重に審査を続けていくという姿勢には変わりはありません。

○記者 分かりました。日々改善の努力をしてきたということだったのですけれども、施行から10年たって見えてきた課題であったり、何かここはもう少し改善であったり議論が必要ではないかというところで何かお考えになっていることがあれば教えてください。

○山中委員長 やはり我々の委員会の中で技術情報検討会ですとか、そういう新しい技術に関する情報の収集の仕方、これはそこについても改善をしていく必要があるかというふうに思っておりますし、また、日々努力を続けているところではございますけれども、福島第一原子力発電所の事故調査分析についても、新しく得られた知見についてはリスクに応じて制度改善に生かしていきたいというふうに思っております。

○記者 情報の収集の仕方を改善していく必要があるというのは、もう少し具体的に言うと、体制を強化することが必要ということなのでしょうか。

○山中委員長 現時点でこういうところが不備だということについては、具体的に今イメージしているところはございませんけれども、収集するデータベースを改善するですとか、様々な専門的な雑誌の種類を広げるとか、そういった改善のしようというものもあるかというふうに思っております。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問いかがでしょうか。

それではマサノさんで終わりにしたいと思います、マサノさん、委員長への御質問を簡潔にお願いします。

○記者 すみません、ALPS処理水に関してなのですが、太平洋諸国の専門家から二つのことが指摘されて、二つ以上かもしれないのですが、幾つかのことが指摘されていまして、一つは生物濃縮についてどうなのでしょうということ。それから、IAEAの安全基準に基づいて言うと、利益に対して、それが害を上回るかどうかという正当化というのがきちとなされていないのではないかと指摘がありました。これについてはどのようにお考えでしょうか。

○山中委員長 トリチウムということだけに限って言いますと、生物濃縮というのが生じ

るというのは私自身は承知しておりません。太平洋諸国の方々、様々な御意見があるというのは承知しておりますけれども、その点については、現時点で規制基準を満たして処理水が放出される限りにおいては、人や環境に影響があるというふうには規制委員会は判断をしておりません。

また、正当化については規制委員会が取る役割ではないかというふうには思っております。もちろん最適化については我々努力をする必要はあろうかと思っておりますけれども。

○記者 もう一つ聞こうと思っていたのですが、忘れてしまいましたので、以上です。

○司会 ほかによろしいでしょうか。

それでは、本日の会見は以上としたいと思います。ありがとうございました。

—了—